

平成 24 年度決算に基づく 健全化判断比率等について

筑後市企画財政課企画財政係

1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）は、平成 19 年 6 月 22 日に公布されました。

健全化判断比率および資金不足比率の公表に関する規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行しており、平成 19 年度の決算に基づく健全化判断比率等から公表されています。また、財政健全化計画などの策定義務など、そのほかの規定は、平成 21 年 4 月 1 日に施行され、平成 20 年度以降の決算に基づいて適用されています。

それ以前の地方財政再建促進特別措置法では、対象となる会計は一般会計を中心とするものであり、財政健全化の仕組みは財政再建団体の基準しかなく、早期是正を図る段階がありませんでした。

健全化法では、監査委員の審査や議会への報告・住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するとともに、早期健全化基準を設け、基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促す仕組みとなっています。また、予算執行における現金の流れ（フロー）だけでなく固定資産や負債等（ストック）にも着目し、公営企業や第三セクターの会計も対象とする新たな指標を導入するなど、地方公共団体の財政の全体像を明らかにする制度となっています。

2. 筑後市の健全化判断比率

「健全化判断比率」とは財政状況が悪化しているかどうかを判断するための指標であり、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの指標があります。

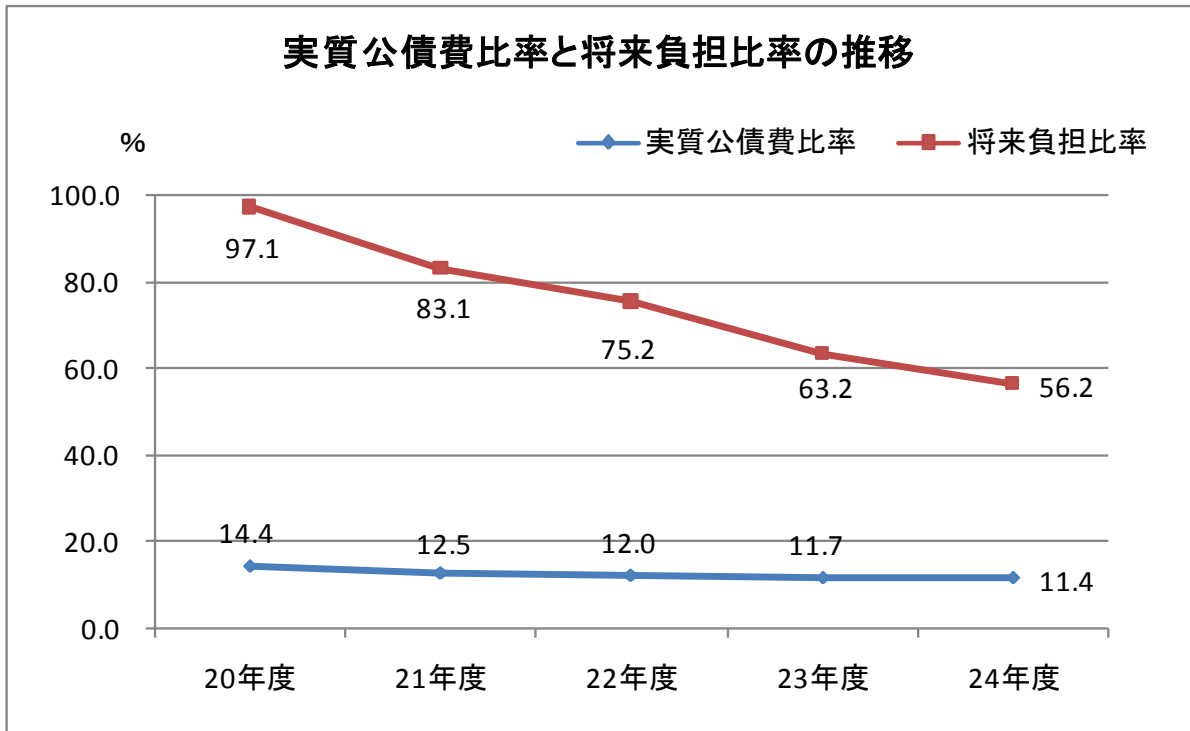
地方公共団体においては、4 指標のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は、「早期健全化段階」（財政状況が黄信号状態）となり、「財政健全化計画」を策定し、早期に健全化を図る必要があります。

さらに、「将来負担比率」を除く 3 指標のうちひとつでも財政再生基準以上となった場合は「財政再生段階」（財政状況が赤信号状態）となり、「財政再生計画」を策定し、国等の関与をうけながら確実な再生を図らなければなりません。

筑後市の平成 24 年度の「健全化判断比率」は、次のとおりでいずれも「早期健全化基準」を下回っており、健全な段階にあるといえます。

○平成24年度 健全化判断比率

項目	筑後市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.32	20.00
連結実質赤字比率	—	18.32	30.00
実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
将来負担比率	56.2	350.0	



※各比率は速報値であり、今後変更される場合があります。

実質公債費比率と将来負担比率の推移をみると、実質公債費比率は、毎年度少しずつ改善してきています。改善している主な要因は、一般会計等の元利償還金の減少と算定の際に分母となる標準財政規模の増加です。

将来負担比率は平成 20 年度をピークに改善してきています。改善の主な要因は、一部事務組合等負担見込額や債務負担行為に基づく支出予定額などにより将来負担額が減少したことと、分母となる標準財政規模の増加です。

(1) 実質赤字比率 「－」(該当なし。)

実質赤字比率は、「一般会計等」にかかる「実質赤字額」の「標準財政規模」に占める割合のことです。筑後市の場合は、13.32%以上になると早期健全化団体に、20.00%以上になると財政再生団体になります。平成 24 年度の筑後市一般会計等の実質収支は 11 億 6,590 万 5 千円の黒字となりましたので、実質赤字比率は「－」(▲11.53%) となりました。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等

決算統計でいう普通会計と同じ範囲、筑後市では一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計、地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計になります。

○実質赤字額

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（翌年度に繰り越す予算がある場合は、翌年度に繰り越すべき財源も差し引いた額になります。）です。

○標準財政規模

地方自治体が標準的な状態のとき、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模のことで、臨時財政対策債を含みます。標準財政規模は、普通交付税と同時に算定し、筑後市の平成 24 年度標準財政規模は 101 億 443 万 5 千円です。

(2) 連結実質赤字比率 「-」（該当なし。）

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営企業会計と公営企業以外の公営事業会計（筑後市の全会計のことです。詳しくはイメージ図を参照してください。）の実質収支・資金不足（剰余）額の合算額（連結実質赤字額）の標準財政規模に占める割合のことです。筑後市では 18.32%以上になると早期健全化団体に、30.00%以上になると財政再生団体になります。平成 24 年度は、30 億 2,210 万 8 千円の黒字となりましたので「-」（▲29.90%）となりました。

連結実質赤字額

連結実質赤字比率 =

標準財政規模

(3) 実質公債費比率 11.4%

実質公債費比率は、一般会計等の元利償還金に、公営企業会計への繰出金のうち公債費に係るものなどの「準元利償還金」を加えた額の標準財政規模に占める割合のことです。この比率が 18.0%以上になると起債許可団体に、25.0%以上になると早期健全化団体に、35.0%以上になると財政再生団体になります。筑後市の平成 24 年度実質公債費比率（平成 22～24 年度平均）は 11.4%となり、昨年度より 0.3 ポイント改善しました。

(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 =

の 3 年平均

標準財政規模 - 基準財政需要額算入額

○準元利償還金（ア、イ、ウの合計額）

ア 公営企業会計への繰出金のうち公営企業債の元利償還金に充てたと認められるもの

イ 一部事務組合等への負担金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

○基準財政需要額算入額

元利償還金及び準元利償還金のうち普通交付税の基準財政需要額に算入された額

(4) 将来負担比率 56.2%

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この比率が 350.0%を超えると早期健全化団体となります。筑後市の平成 24 年度将来負担比率は 56.2%となり、昨年度より 7.0 ポイント改善しました。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

○将来負担額（ア～クの合計額）

- ア 一般会計等の年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- エ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額等のうち一般会計等の負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能財源（ア～ウの合計額）

- ア 将来負担額に充当することができる基金
- イ 特定財源見込額
- ウ 基準財政需要額算入見込額

3. 筑後市の資金不足比率

「資金不足比率」とは、一般会計等の実質赤字比率に相当するもので、公営企業会計ごとに算定し、資金不足額が事業の規模（事業の種類によって異なりますが、概ね営業収益から受託工事収益を差し引いたものになります。）の 20%以上になると「経営健全化団体」となり、当該公営企業の「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図る必要があります。

筑後市の平成 24 年度「資金不足比率」は、次のとおりとなり資金不足額を生じた会計はありませんでした。

○平成24年度 資金不足比率

公営企業名	筑後市の比率	経営健全化基準	事業の規模（千円）
水道事業会計	—	20.0	668,871
下水道事業特別会計	—	20.0	185,933

※各比率は速報値であり、今後変更される場合があります。

(1) 水道事業会計 「－」(該当なし。)

流動負債 2 億 7,446 万円に対し流動資産は 19 億 5,568 万 9 千円となり、16 億 8,122 万 9 千円の黒字でした。資金不足比率は「－」(▲257.73%) となりました。

(3) 下水道事業特別会計 「－」(該当なし。)

歳入総額 9 億 5,075 万 9 千円に対し歳出総額 9 億 4,875 万 5 千円となり形式収支は 200 万 4 千円の黒字になりました。また、翌年度に繰り越すべき財源がないため実質収支も 200 万 4 千円の黒字となり、資金不足比率は「－」(▲1.03%) となりました。

○資金不足額

法適用企業（地方公営企業法の全部または財務規定を適用している公営企業で、筑後市では水道事業会計が該当します。）は、「(流動負債＋特定の地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額」で計算した額、法非適用企業（地方公営企業法の全部または財務の規定を適用していない公営企業で、筑後市では下水道事業特別会計が該当します。）は、「(実質赤字額＋支払繰延・事業繰越＋特定の地方債の現在高)－解消可能資金不足額」で計算した額のことです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

健全化判断比率等の対象会計・団体のイメージ

区 分	筑後市における会計・団体	健全化判断比率	資 金 不 足 比 率
地方公共団体	一般会計	一般会計	実質赤字比率
	特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計 地方独立行政法人筑後市立病院 貸付特別会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計(保険事業勘定) 介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定) 水道事業会計 下水道事業特別会計	
	うち 公営企業会計		連結実質赤字比率
			実質公債費比率
			将来負担比率
一部事務組合・広域連合	八女西部広域事務組合 福岡県南広域水道企業団 花宗用水組合 山ノ井用水組合 福岡県自治振興組合 福岡県消防団公務災害補償事務組合 福岡県市町村災害共済基金組合(H24解散) 福岡県後期高齢者医療広域連合		資金不足※資金不足比率は、公営企業ごとに算定します。
地方公社・第三セクター 地方独立行政法人等	筑後市土地開発公社 筑後市文化振興公社 地方独立行政法人筑後市立病院		

総括表① 健全化判断比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
402117	福岡県	筑後市	-	-	11.4	56.2
団体区分	3.市					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.32	18.32	25.0	350.0
	10,104,435	834,460	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	1,221,864	12.1
	住宅新築資金等貸付特別会計	-55,959	-0.6
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	
小 計		1,165,905	11.5
標準財政規模		10,104,435	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.53	※

会計名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	58,507	0.6
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	87,696	0.9
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6,329	0.1
	後期高齢者医療特別会計	20,438	0.2

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は**負の値**で表示されます。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,681,229	16.6
法 非 適 用 企 業	下水道事業特別会計	2,004	0.0
合 計		3,022,108	29.9
標準財政規模(再掲)		10,104,435	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-29.90	※

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成22年度	1,525,748			530,190	276,715	148,014		60,600	498,212	298,940	425,008	47,957
平成23年度	1,956,844			284,530	257,347	149,401		182,843	484,752	299,271	457,224	48,207
平成24年度	1,947,756			309,374	255,431	139,217		196,881	470,581	308,398	493,648	35,478

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成22年度	36,403	145,043	5,668,291	3,294,161	1,001,836
平成23年度	36,708	136,524	5,881,439	3,396,102	835,750
平成24年度	36,692	138,466	6,058,768	3,211,207	834,460

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成22年度	11.37713
平成23年度	11.58986
平成24年度	11.27032

	実質公債費比率(3カ年平均)
	11.4

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成22年度			9,953				137,570		491
平成23年度			10,002				138,920		479
平成24年度			139				138,614		464

総括表④ 将来負担比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

団体名

福岡県筑後市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
18,046,616	0	6,023,321	0	2,853,160	0	0	0	0	0	

(分母比) 209 70 33

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
0	2,164,611	0	15,907,808

(分母比) 25 185

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	将来負担比率 (%)
26,923,097 <small>312</small>	18,072,419 <small>210</small>	8,850,678 <small>103</small>	
=			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	
10,104,435 <small>117</small>	1,483,263 <small>17</small>	8,621,172 <small>100</small>	102.6